

## 常陸大宮市地域創生まちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市民相互の連帯感を一層高め、地域の特性を生かした魅力と活力のある元気なまちづくりを推進するため、市民が主体となって実施する公益性が高く地域の活性化を推進する活動に対し、予算の範囲内において地域創生まちづくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 活動拠点を市内に有し、市内で活動している団体
- (2) 原則として、市内に在住し、又は在勤する者で構成されており、構成員が10人以上の団体
- (3) 規約、会則等の定めにより代表者、組織、活動目的等が明らかである団体
- (4) 政治的又は宗教的な活動を目的としない団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業であって、この要綱の趣旨に照らして市長が適当と認める事業とする。

- (1) 地域づくり事業（廃校その他の用途廃止された市有施設を活用し、地域住民が気軽に集うことが出来る地域づくり活動拠点施設を整備する事業をいう。）
- (2) 生活の基盤づくり事業（生活道路の維持管理、景観づくりその他の生活環境の基盤づくりを推進する活動であって、年間通じて行う事業をいう。）
- (3) 賑わいのまちづくり事業
  - ア 観光資源整備事業（地域資源を活用した観光施設を整備する事業をいう。ただし、当該事業により地域主導による観光振興活動が将来にわたり見込めるものに限る。）
  - イ お祭り等開催事業（地域の賑わい及びコミュニティづくりを目的として祭り、催事等を開催する事業をいう。）
  - ウ 伝統文化継承事業（啓発資料等の作成、伝統文化財の修復その他の地域伝統文化継承等を目的として行う事業をいう。）
  - エ 市民交流活動事業（地域住民の交流を目的とした活動であって、年間を通じて行う事業をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付対象としない。

(1) 事業の効果が特定の個人又は団体に限定される事業

(2) 営利のみを目的とする事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、地域創生まちづくり事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 団体概要調書(様式第4号)

(4) 団体の規約、会則等

(5) 団体の構成員名簿

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、地域創生まちづくり事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該補助金の交付対象となった事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更(補助対象経費の20%未満の変更その他の軽微な変更は除く。)し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、地域創生まちづくり事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、地域創生まちづくり事業変更(中止・廃止)承認(不承認)決定通知書(様式第7号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第8条 市長は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金を概算

払することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、地域創生まちづくり補助金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、地域創生まちづくり事業完了報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績報告書（様式第10号）
- （2） 収支決算書（様式第11号）
- （3） 領収書等の写し
- （4） 事業実施に係る記録写真、資料等
- （5） その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、地域創生まちづくり事業補助金交付額確定通知書（様式第12号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、補助金の交付請求をしようとするときは、地域創生まちづくり事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第12条 市長は、交付決定者に対し、必要な指示を行い、又は関係書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 第6条第2項の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- （2） 前条の規定による市長の指示に従わなかったとき又は検査を拒み若しくは妨げたとき。
- （3） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （4） その他市長が取消し相当であると認める事由があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに、地域創生まちづくり事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により当該交付決定者に通知し、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交

付されている場合においては、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業		補助対象経費	補助率
地域づくり事業		需用費，役務費，委託料，工事請負費，原材料費，備品購入費，その他市長が認める経費	補助対象経費の10/10(上限100万円)
生活の基盤づくり事業		賃金，報償費，旅費，需用費，食糧費，役務費，原材料費，備品購入費，その他市長が認める経費	補助対象経費の10/10(上限50万円)
賑わいのまちづくり事業	観光資源整備事業	需用費，役務費，委託料，工事請負費，原材料費，備品購入費，その他市長が認める経費	補助対象経費の10/10(上限50万円)
	お祭り等開催事業	補助事業の実施に要する経費(人件費，交際費，慶弔費，懇親会費，その他の社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費を除く。)	補助対象経費の1/2(上限50万円)
	伝統文化継承事業	報償費，需用費，役務費，委託料，工事請負費，原材料費，その他市長が認める経費	補助対象経費の1/2(上限100万円)
	市民交流活動事業	補助事業の実施に要する経費(人件費，交際費，慶弔費，懇親会費，その他の社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費を除く。)	補助対象経費の1/2(上限30万円)

備考 補助対象経費に該当する経費であっても、社会通念上から判断して補助金を交付することが適当でないと認められるものは、補助対象経費に含まれない。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

常陸大宮市長 様

住所（所在地）  
（団体名）  
（代表者）氏名

地域創生まちづくり事業補助金交付申請書

地域創生まちづくり事業補助金の交付を受けたいので、常陸大宮市地域創生まちづくり事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業
- 2 事業名
- 3 事業総額 円
- 4 補助金交付申請額 円
- 5 関係書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 団体概要調書
  - (4) 団体の規約、会則等
  - (5) 団体の構成員名簿
  - (6) その他市長が必要と認める書類

※ 補助事業は、「地域づくり事業」「生活の基盤づくり事業」「賑わいのまちづくり事業（観光資源整備事業）」「賑わいのまちづくり事業（お祭り等開催事業）」「賑わいのまちづくり事業（伝統文化継承事業）」「賑わいのまちづくり事業（市民交流活動事業）」のいずれを記入する。



様式第3号（第5条関係）

収 支 予 算 書

収入の部

単位：円

収入科目	予算額	明 細
会 費		
事業収入		
補助金		
雑収入		
繰越金		
合 計		

支出の部

単位：円

支出科目	予算額	明 細
報 償 費		
旅 費		
需用費		
役 務 費		
委 託 料		
工事請負費		
原 材 料 費		
備品購入費		
その他の経費		
合 計		

様式第4号（第5条関係）

団体概要調書

団体名		
団体所在地 (連絡先)	〒	
	TEL	FAX
	e-mail	
代表者		
代表者住所 (連絡先)	〒	
	TEL	FAX
	e-mail	
団体設立年月日	年 月 日 設立	
会則・規約等	別添のとおり	
会員名簿	別添のとおり	
主な活動分野		
主な活動地域		
主な活動実績		
その他		



様式第5号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

住所（所在地）  
（団体名）  
（代表者）氏名 様

常陸大宮市長

地域創生まちづくり事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 事業  
については、常陸大宮市地域創生まちづくり事業補助金交付要綱第6条の規定  
により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

交付決定

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付の条件

(1)

(2)

3 その他

(1) 補助事業の目的に反して使用してはならない。

(2) 常陸大宮市地域創生まちづくり事業補助金交付要綱に違反した場合は、補助金交付決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

(3) 必要があると認める場合は、立ち入り検査を行う。

不交付決定

理 由

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

常陸大宮市長 様

住所（所在地）  
（団体名）  
（代表者）氏名

地域創生まちづくり事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金交付の決定があった事業について、下記のとおり計画を変更（中止・廃止）したいので、常陸大宮市地域創生まちづくり事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

事業名		
事業変更内容		
事業総額の変更 ※ 変更後の事業費内訳を添付すること。	変更前	変更後
	円	円
補助金額の変更	変更前	変更後
	円	円
変更（中止・廃止）の理由		

様式第7号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

住所（所在地）  
（団体名）  
（代表者）氏名 様

常陸大宮市長

地域創生まちづくり事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書

年 月 日付で申請のあった事業計画の変更（中止・廃止）  
については、下記のとおり決定したので、常陸大宮市地域創生まちづくり事業  
補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

事業名	
審査結果	承認 ・ 不承認
変更後の 補助金額	
事業の変更内容	
条件 又は 不承認の理由	
特記事項	

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

常陸大宮市長 様

住所（所在地）  
（団体名）  
（代表者）氏名

地域創生まちづくり事業補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で補助金交付の決定があった事業について、常陸大宮市地域創生まちづくり事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付決定額 円

概算払請求額 円

（概算払を希望する理由）

補助金の振込先

フリガナ			
金融機関・支店名			
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

常陸大宮市長 様

住所（所在地）  
（団体名）  
（代表者）氏名

地域創生まちづくり事業完了報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記の事業が完了したので、常陸大宮市地域創生まちづくり事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名

2 補助金交付決定額及びその決算額

補助金交付決定額 円

補助金決算額 円

3 事業完了日 年 月 日

4 関係書類

- （1）事業実績報告書
- （2）収支決算書
- （3）領収書等の写し
- （4）事業実施に係る記録写真，資料等
- （5）その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第9条関係）

事業実績報告書

1 事業名		
2 事業の内容等		
実施日	実施内容	実施場所
3 事業の成果等		
4 領収書等の写し 別添のとおり		
5 事業実施に係る記録写真，資料等 別添のとおり		
6 その他		

様式第11号（第9条関係）

収 支 決 算 書

収入の部

単位：円

収入科目	予算額	決算額	明 細
会 費			
事業収入			
補助金			
雑収入			
繰越金			
合 計			

支出の部

単位：円

支出科目	予算額	決算額	明 細
報 償 費			
旅 費			
需用費			
役 務 費			
委 託 料			
工事請負費			
原 材 料 費			
備品購入費			
その他の経費			
合 計			

備考 収入合計(                      円)－支出合計(                      円)＝  
 差引(                      円)

様式第12号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

住所（所在地）  
（団体名）  
（代表者）氏名 様

常陸大宮市長

地域創生まちづくり事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった事業完了報告書に基づき、補助金の交付額を下記のとおり確定しましたので、常陸大宮市地域創生まちづくり事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

事業名	
補助金確定額	円

（備考）



様式第13号（第11条関係）

年 月 日

常陸大宮市長 様

住所（所在地）  
（団体名）  
（代表者）氏名

地域創生まちづくり事業補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で決定のあった事業について、常陸大宮市地域創生まちづくり事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 円

返還額 円（概算払いによる精算が不足の場合）

概算払いによる精算

区 分	金 額
交 付 確 定 額	円
概 算 払 い の 額	円
差 引 過 不 足 額	円

補助金の振込先

フリガナ			
金融機関・支店名			
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第14号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

住所（所在地）  
（団体名）  
（代表者）氏名 様

常陸大宮市長

地域創生まちづくり事業補助金交付決定取消通知書

常陸大宮市地域創生まちづくり事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に該当したことが判明しましたので、同条第2項の規定により通知します。

なお、既に補助金が交付されている場合は、期限内に速やかに返納してください。

記

- 1 補助金交付決定通知番号 第 号
- 2 補助金交付決定通知日 年 月 日
- 3 補助金の額 円
- 4 返納金の額 円
- 5 返納期限 年 月 日
- 6 取消理由  
常陸大宮市地域創生まちづくり事業補助金交付要綱第13条第1項  
第 号の規定に該当したため
- 7 その他